

二本松市立安達太良小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの基本認識を基にした策定

本校では、いじめを次のように整理した。

- (1) いじめの種類には、暴力・嫌がらせ・仲間外れ・SNSによる誹謗中傷等の故意によるものと、経験不足から生じる偏った価値観で思考・判断し、正しいと思いつるままになってしまう故意でないものに分けられる。
- (2) いじめは、故意の有無を問わず、どの子どもにも起こりうるものである。
- (3) いじめを傍観している行為は、いじめと同様の行為である。

これらのことから、人間形成発達の途中における子どもたちの、正しい判断力を向上し、より正しい思考・判断で行動できる子どもを育てる働きかけを構築し実践していかなければならない。

そのために、本校では、この認識といじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、安達太良小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるようにするために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢（リスクマネジメントの重点化）

「いじめは絶対に許されない」ということを全ての児童が自分の事として考え、十分に理解して行動できるようにする。そのために教師は「いじめを決して見逃さない」「子どもを必ず守る」という姿勢をもち、子どもの小さな変化を見逃さず、最善の手立てを常に更新し教職員間で情報を共有して、いじめの未然防止を可能にしていくようにする。

3 計画・実践のために

- (1) 本校におけるいじめに関連する本校の実態を捉える。

- ① 少人数であるため、他者との能力の差が見えやすくなっている。
- ② 「あの友達は」のような「できる」「できない」等の固定観念が生じやすい。
- ③ 多様な価値観に触れにくい。
- ④ 多角的な見方・考え方が生じにくい。

これらのことを踏まえて、リスクマネジメント及びクライシスマネジメントを構築していく。

4 本校におけるリスクマネジメントの視点

- (1) いじめを生み出さない、学級作りのために

① 自己受容感が育成される学級経営

- 「一つしかない命」を大切にする指導、一人一人の活躍の場が保障される授業の構築
- 子どもの「困り感」、「できない感」に寄り添った発問や周囲の子どもへの問い返し
- 自己受容感を高める「ほめ方」の共有・実践
- 保護者からの称賛を促す連絡帳等の活用

② 「相手意識」が高まる学級経営

- 「これをしたら（言ったら）」誰まで、どこまで影響を与えるのか、その時の自分はどう見えるのか、あらゆる場面で、考えさせる。…故意でないものでもいじめになる場合があることを自覚させていく。
- 指導の場面例
 - ・ 考えを発表し合う前に…「発表する人の立ち場に立って聞く」
 - ・ 給食時、清掃時等様々な場面で関わっている人、そこに関わる友達の立場を意識させる働きかけをする。

- ③ 道徳教育の充実
 - 特別の教科道徳科の授業の充実
- ④ 児童が主体となったいじめ防止活動（４月）
 - 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言、活動の振り返りを行う。
- ⑤ Q-U検査の活用（５月）
 - 検査結果の累積・分析
 - 個別相談の実施
- ⑥ 保護者との情報共有・連携
 - 担任と保護者の意思疎通
- ⑦ 関係機関等との連携
 - SC、SSWとの連携
 - 家庭児童相談員との連携
 - 学童保育との連携
- ⑧ 記録の累積

(2) 学校のいじめ防止に対する姿勢の説明

- ① 児童に対して 全校集会 朝の会 帰りの会 等
- ② 保護者に対して PTA総会・全体会・役員会
学校便り・学級便り
学級懇談会（４月 ７月 ２月）等

5 本校におけるクライシスマネジメントの視点

(1) いじめの積極的認知

- ① 文科省の「いじめ」の定義の再確認

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的環境にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった。児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ② 積極的ないじめの認知
- ③ いじめが認知された事案について速やかな報告と記録

(2) いじめの早期発見・早期解決のために

- ① 児童に対する学校生活アンケート 学期1回程度
- ② 保護者に対するアンケート（学校評価） 年1回（12月）
- ③ 生徒指導協議会の開催 職員会議時 + 必要に応じて
- ④ 教育相談の実施 学校生活アンケート後 + 必要に応じて
- ⑤ 保護者・地域との情報共有・連携
 - PTA役員会（いじめ根絶チーム） 必要に応じて
 - 学級懇談会 年3回（４月 ７月 ２月）
 - 教育相談（配慮の必要な児童の保護者と） 4月
 - 個別懇談 12月
 - 各種団体との会合等 随時
- ⑥ 記録の累積

(3) 市教育委員会への報告・連携

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いなどがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(4) いじめ根絶チームの設置

速やかにいじめ根絶チームを設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(5) 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する援助を行う。また、事実確認により、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(6) 警察との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 いじめ防止・早期発見・早期解決のための校内組織

(1) 生徒指導協議会（生徒指導委員会も兼ねる）

- ① 構 成 員 全職員 ＊必要に応じてSC、SSW 家庭児童相談員等も含む。
- ② 目 的 問題傾向のある児童についての情報交換と対応についての話し合い。
- ③ 開催計画 職員会議開催時+必要に応じて

(2) いじめ根絶チーム

- ① 構 成 員 全教職員
PTA会長 同副会長 同庶務 同会計
※ 必要に応じてSC、SSW、家庭児童相談員等
- ② 目 的 いじめの未然予防と発生したいじめの問題を改善・解決するため、その具体策を協議、決定する。
- ③ 開催計画 必要に応じて随時開催

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護者を第一に、いじめを行った児童に対して適切な懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、いじめを行った児童自らの行為を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。

8 学校評価の実施

いじめ問題への組織等について自己評価を行い、学校運営協議会による評価と合わせて、その結果を公表する。